

## 国土形成計画法施行令案要綱

### 第一 広域地方計画区域

国土形成計画法（以下「法」という。）第九条第一項の規定により国土交通大臣が国土形成計画を定める区域は、次に掲げる区域とすること。  
（第一条関係）

一 首都圏（法第九条第一項第一号に定める埼玉県、東京都及び神奈川県のほか、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び山梨県の区域を一体とした区域をいう。）

二 近畿圏（法第九条第一項第二号に定める京都府、大阪府及び兵庫県のほか、滋賀県、奈良県及び和歌山県の区域を一体とした区域をいう。）

三 中部圏（法第九条第一項第三号に定める愛知県及び三重県のほか、長野県、岐阜県及び静岡県の区域を一体とした区域をいう。）

四 東北圏（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域をいう。）

五 北陸圏（富山県、石川県及び福井県の区域を一体とした区域をいう。）

- 六 中国圏（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域を一体とした区域をいう。）
- 七 四国圏（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域を一体とした区域をいう。）
- 八 九州圏（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域を一体とした区域をいう。）

## 第二 広域地方計画協議会の組織

法第十条第一項の広域地方計画協議会は、広域地方計画区域ごとに、以下により組織すること。

（第二条関係）

- 一 国の地方行政機関のうち、当該広域地方計画区域の全部又は一部を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、管区海上保安本部及び地方環境事務所

- 二 当該広域地方計画区域内の都府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市

## 第三 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。

（附則関係）